

障害福祉サービス

居宅介護（障がい）

障害者自立支援法に基づき、利用者様が住み慣れたご自宅や地域で安心して自立した日常生活が送れるようにサポートするサービスです。ご自宅に訪問し、身体介護・生活援助・通院等介助の支援サービスを提供いたします。食事・入浴・排泄・整容・更衣介助・調理・洗濯・掃除等

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とするかたに、居宅において、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談、及び助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

同行援護

視覚障害により移動に困難を有する方の移動時、及びそれに伴う外出先において支援をします。
視覚的情報の支援や移動の援護、排泄・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。

移動支援

社会生活を支援する事を目的に、屋外での移動に困難がある障害者（児）の外出、社会参加を目的とした外出の移動を支援します。

